平成２２年（フ）第９４７号
さいたま市中央区新中里１丁目10番１－404号
債務者　清水　春男
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１０９４号
さいたま市浦和区神明１丁目９番15―301号
債務者　佐藤　政雄
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１１３３号
さいたま市見沼区大字南中野５番地37
債務者　高野　公元
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１１６１号
さいたま市見沼区大字風渡野430番地46　ヤマトハイツ202、旧住所さいたま市見沼区大字東門前58番地13　メゾン・ド・ロテュース301号
債務者　赤星　卓海
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５２７号
埼玉県狭山市大字上赤坂583番地の４
債務者　田村　真弓
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１３０号
新潟県長岡市中興野30番地７
債務者　本多　直美
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第１３５号
新潟県見附市昭和町２丁目９番14号
債務者　松井　正人（旧姓吉岡）
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第１４０号
新潟県刈羽郡刈羽村大字刈羽4125番地１、前住所福島県相馬市中村字川沼53番地の１
債務者　池田　正司
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第１４２号
新潟県柏崎市田塚２丁目６番７号
債務者　岸　フジ子
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第１４３号
新潟県長岡市堤町３番５号、前住所新潟県長岡市渡場町１番32号
債務者　清水　茂雄
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第１５３号
新潟県十日町市中屋敷615番地１
債務者　阿部　光枝
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第１９０６号
愛知県弥富市平島町南広畑43番地　レインボータウンＢ―202
債務者　井上　　悟
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１９２２号
愛知県あま市富塚二反地13番地１　美和ビル305
債務者　鷲野　秀樹
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４２１号
愛知県額田郡幸田町大字坂崎字石ノ塔８番地京ヶ峰岡田病院、住民票上の住所愛知県岡崎市中町字北野東20番地18
債務者　本多　与未
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１８１号
釧路市桜ケ岡１丁目８番48号
債務者　畠山　義貴
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月22日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第１８４号
釧路市若草町５番118号
債務者　小坂　功悦
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月22日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第１９８号
釧路市駒場町２番23号
債務者　大橋　マサ
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月22日午前９時30分
釧路地方裁判所